

佐賀県生活困窮者就労準備支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に基づき、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とし、佐賀県、神崎市及び嬉野市（以下「県等」という。）が実施する生活困窮者就労準備支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、県等とし、本事業における支援決定など県等が行うべき事務を除き、事業の全部を団体への委託により実施するものとする。

2 本事業を委託により実施するにあたって、別途定める「佐賀県生活困窮者就労準備支援事業委託に係る企画コンペ実施要領」により事業提案の公募を行い、実施事業者を決定する。

(事業内容)

第3 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関及び生活保護受給者に対して保護の実施責任を負う保健福祉事務所又は福祉事務所と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。なお、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて本事業を利用することが適切と判断されたときは、1年を超えての再利用が可能である。

(3) 職員の配置

生活困窮者（生活保護受給者を含む。以下同じ。）に対して、専門的な知識・技術を持った就労準備支援担当者を配置すること。ただし、本事業の実施事業者が、別に定める佐賀県生活困窮者自立相談支援事業を併せて実施する場合は、常勤として配置される就労準備支援担当者を除き、その相談支援員と兼務させることができる。

(4) 実施地域

事業の実施地域は、神崎市及び嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町とする。

(対象者)

第4 本事業の対象者は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第265条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。

(3) 就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱

える生活保護受給者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者であること。

(事業の実施方法)

第5 本事業の実施に当たっては、原則として、次の要件を満たし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる法人格を有する民間団体（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部（ただし、本事業における支援決定など県等が行うべき事務を除く。）を委託して実施する。ただし、法人格を有しない場合であっても、県等が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 佐賀県に主たる事務所を有する法人等であること。
- (2) 佐賀県生活困窮者就労準備支援事業委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。
- (3) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 2 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 神崎市及び嬉野市の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(実施上の留意事項)

第6

- (1) 事業の実施にあたっては、厚生労働省が発出する「就労準備支援事業の手引き」を参照すること。
- (2) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。
- (3) 工賃や交通費など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。
- (4) 関係機関と個人情報共有する場合は、本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月28日から施行する。